

平成25年9月18日

基金独自の給付水準の引下げにかかる同意書の提出状況等
について（お知らせ）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より厚生年金基金事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の基金独自の給付水準の引下げ（以下、「給付減額」）にあたり、皆さま方にご理解（ご同意）をお願いいたしましたところ、基金規約変更に必要な3分の2を上回る同意をいただくことができました。

あらためて深く御礼申し上げます。

当初より予定しておりました給付減額について、本年6月19日に国会で成立した厚生年金基金制度の見直しを柱とする年金制度改正法（別紙参照）も踏まえ、7月30日の代議員会において当初の予定どおり実施することに決定いたしましたので、厚生労働省の認可を受けて平成25年10月1日から実施する予定としております。

これにより、基金財政の健全化に寄与する一定の基盤を整備することが可能となります。

しかし、給付減額に併せて年金額引下げ部分の最低積立基準額を特例一時金で請求がありますと、基金規約変更に必要な3分の2を上回るご理解（ご同意）をいただけたにもかかわらず、年金給付を支払うための原資が一括して支出されるため、逆に財政を逼迫することになり、基金財政の基盤を整備することができず計画を断念せざるを得ないこととなります。（なお、計画のとりやめの場合は特例一時金の支払いはありません。）

このため年金受給権者様へは特例一時金についてのご理解、協力もお願いしてまいりました「年金額の引き下げに関する同意書」において、ほとんどの方にご理解、ご協力をいただきました。

今回成立した改正法も踏まえますと、この度の給付減額により基金財政の健全化に一定の寄与はするものの、厚生年金基金制度を取巻く情勢は厳しい状況にあります。

なお、特例一時金の取扱いについては、給付減額はこの請求により財政的效果が損なわれることなく実施できることを前提とし、厚生労働省の認可が得られて実施できたことが前提とされるものであるため、最終的には平成25年10月15日までの締切りとさせていただきながら、手続きを進めて参る予定としておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

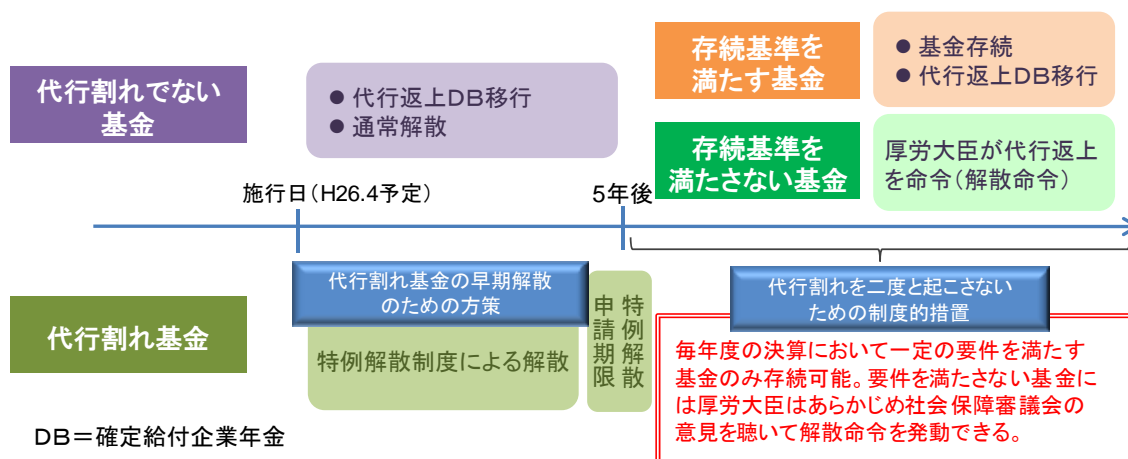
厚生年金基金制度の見直し法案の成立について

厚生年金基金制度の見直しを柱とする年金制度改革法(「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法の一部を改正する法律」)が、6月19日、成立しました。

改正法では、「一定の存続要件を満たす厚生年金基金だけが存続する」こととなり、存続要件を満たさない基金は、確定給付企業年金など「他の年金制度へ移行または解散すること」とされております。

なお、改正法の施行は来年4月1日の予定とされておりますが具体的な取扱いは今後、政省令等で明らかになる予定です。

【イメージ図】



1. 改正法の概要について

<改正法施行日から5年間>

この期間は、年金資産が代行部分の債務(最低責任準備金)を下回る厚生年金基金、いわゆる「代行割れ基金」に集中的に対応する期間とされており、代行割れ基金については、法施行後5年以内に、確定給付企業年金などの他の年金制度への移行または解散を求められることになります。

なお、代行割れ基金のうち、厚生労働大臣より業務運営に関して相当な努力をしていると認められた基金は、解散時の不足額(年金資産が代行部分を下回る額)を納付する際に、次の特例措置などが受けられる「特例解散制度」の活用も可能とされています。

- ① 基金に加入する企業が、分割納付期間中に倒産しても、基金に加入する他の企業に倒産企業の債務を引き継がない“事業所間の連帯債務の免除”
- ② 不足額を納付する期間の延長等

<改正法施行日から5年後以降>

代行割れを未然に防ぐための制度的措置を導入する期間として、厚生年金基金の存続要件(※)を定め、これを満たさない基金については、確定給付企業年金など他の年金制度への移行または解散を求められることになります。

なお、解散または確定給付企業年金などに移行した場合でも、基金から支給していた代行部分の年金は国から支給されます。

また、特例解散制度が適用される場合、上乘せ年金については、特例解散を申請した時点から支給停止となります(特例解散制度の申請期限は法施行日から5年後です)。

※年金資産の額が「代行部分の債務の1.5倍以上」、又は「代行部分の債務に上乘部分の給付の債務を合算した額以上」であること

2. 今後の対応について

当基金といたしましては、本年3月より財政再計算の結果を受けて基金財政の健全化を図り制度を継続していくため、事業主、加入員及び加算年金受給権者の皆様へ基金独自の給付水準の引下げ等の制度変更(以下「給付水準の見直し」という。)について、ご協力、ご同意のお願いをしましてまいりました結果、厚生労働省の認可基準で定められている3分の2以上のご同意をいただくことができました。

当基金は現時点においては、改正法に定められた厚生年金基金としての存続要件を満たしていない財政状況にあります。厚生年金基金を解散することとした場合には、解散時の不足額(年金資産が代行部分を下回る額)の事業主負担や加入員・受給者ともに上乘せ給付がなくなるなどの大きな影響がありますので、極めて慎重な検討が必要と考えております。

給付水準の見直しには以下の効果を想定しています。

- 給付水準の見直しは代行不足金の解消に向け財政健全化を目指す重要な施策の一つです。
- 平成23年度末の決算においては約123億円の代行不足金が生じていました。平成24年度末速報値によると代行不足金は縮小傾向(利回り17・55%・総合収益41億47百万円)にあります。給付水準の見直しにより運用面にかかるリスクを抑制しつつ、代行不足金の拡大抑制・縮小、さらには解消を図り財政健全化を目指すことが可能となります。
- 当基金は過去一度も給付減額を行ってなく、過去25%の増額も行ってきておりデフレ経済の厳しい経済環境下において給付と掛金負担のバランスの面からも給付水準の見直しは必要とされています。
- 給付水準の見直しを行わない場合は、早期解散を検討せざるを得ないこととなりますが、受給権者にとって基金独自の上乘せ給付が支給されなくなることは大きな問題です。たとえ減額となっても基金独自の上乘せ給付を受けることができることが求められています。
- 事業主においても解散時の負担金の問題は大きく、仮に将来解散することとなった場合においてもできるだけ軽減または解消されることが求められています。
- 給付水準の見直しにより①今後発生する掛金・給付差より生じる支出を年あたり約5億円ずつ圧縮することが可能となります。②上乘せ年金の保証期間の延長により今後発生する年あたりの支出を圧縮することが可能となります。③予定利率引下げにより今後発生する債務を圧縮することが可能となります。④平成24年4月より1%ずつ事業主負担の掛金引上げを実施中であり5年間にわたり1%ずつ引上げを予定していますが、更なる掛金の負担を抑制することが可能となります。

できる限りあらゆる方策をとり財政健全化を目指すこと、事業主、加入員及び受給権者のお気持ちに沿えるようにすることが基金の責務であり、解散は最後の選択肢であると考えております。

今回成立した改正法においては10年ないし5年で他の企業年金への移行を促進しつつ、代行制度を廃止することとされているところですが、上記の状況を踏まえ極めて慎重な検討が必要と考えております。

つきましては、今回成立した改正法も踏まえ当初より予定しておりました給付水準の見直しについて、代議員会で審議し実施することと決定しましたので予定どおり手続きを進めて参ります。

基金制度を取り巻く環境が厳しい状況にあつて、事業主負担の影響、加入員及び受給権者の皆様への影響等を総合的に勘案し、財政健全化を目指し継続していけるよう、今後明らかになってくる政省令の内容を十分確認した上で、これからの年金制度運営に関する具体的な方針を検討して参りたいと考えております。